

いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
命を大切にし よりよい自分をめざして がんばりぬく子どもを育てる。
【いじめ問題への学校の目標】
「命と心の教育」の充実を図り、豊かな人間性の育成に努める。

【いじめ防止対策委員会】 ※既存の企画委員会を活用する。
〈内容〉・年間を通じた取組等について検討
・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
〈構成〉校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭
その他必要に応じた関係者

P T Aとの連携
○ 学級P T A，学年P T A，P T A総会の活用

学校の取組
○ 未然防止
・ いじめについての共通理解
・ 各教育活動や体験活動等を活用した人間関係づくり
○ 早期発見
・ 定期的なアンケートの実施
・ 個別面談等
○ 対応
・ 被害者，加害者への適切なケア及び指導
・ スクールカウンセラーの活用

県市教委との連携
○ 指導主事の派遣及び助言
○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
○ 研修等への講師派遣

関係機関との連携
○ 中央警察署 222-0110
○ 中央児童相談所 264-3003
○ 鹿児島市子ども福祉課 216-1260

【年間計画】

	児童生徒関係	職員関係	検証関係
取組	・アンケート調査 ・教育相談 ・携帯，ネット利用実態調査 ・情報モラルについての指導 ・児童会活動	・校内研修 ・明るい学校の会 ・外部講師招聘による研修会 ・スクールカウンセラーとの情報交換	・年間活動計画の検討 ・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ・各アンケートの分析 ・教育相談のまとめ
4月	【いじめ問題を考える週間】		
5月	【ニコニコ月間～6月】		
	・標語募集 ・いじめ実態調査	・全校朝会での講話	・調査結果まとめ
6月			
7月	・教育相談（担任と語る会） ・学校生活アンケート	・個別聞き取り調査 ・明るい学校の会（夏休み）	・1学期反省
9月	【いじめ問題を考える週間・命について考える月間】		
	・携帯，ネット利用実態調査	・創意の時間による指導	・調査まとめ
10月	・教育相談（担任と語る会）		
11月	・教育相談（児童との個別面談）	・心の教育の日（道徳授業） ・人権教育校内研修	
12月	【人権週間】		
	・学校生活アンケート	・創意，道徳授業 ・明るい学校の会	・2学期反省
1月	・心のアンケート実施		・アンケート後個別面談
2月		・明るい学校の会	・教育課程検討，作成
3月	・学校生活アンケート		・年間反省

1 いじめ防止に関する考え方

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

そこで、本校では、学校、市、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

イ いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

(3) いじめ防止のための組織

ア 名称：「いじめ防止対策委員会」の設置

イ 構成員：学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

【調査班】 生徒指導主任、学年主任、担任

【対応班】 学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任

ウ 役割

(ア) 学校いじめ防止基本方針の策定

(イ) いじめの未然防止

(ウ) いじめの対応

(エ) 教職員の資質向上のための校内研修「明るい学校の会」

(オ) 年間計画の企画と実施

(カ) 年間計画進捗のチェック

(キ) 各取り組みの有効性の検証

(ク) 学校いじめ防止基本方針の見直し

(ケ) 緊急対応

(4) 年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

学期	月	場	内 容	対 象
1	4	職員会議等	「いじめ」に対する基本方針の確認 「いじめ問題を考える週間」の共通理解	教職員
	5	職員会議 朝の会 等	ニコニコ月間の共通理解	全児童
	5	学級PTA	「いじめ防止」を含む学級経営についての保護者説明	保護者
	5	朝の会 等	「いじめ」に関するアンケートの実施	全児童
	6	職員会議等	「いじめ」に関するアンケート結果のまとめと周知	教職員
	7	朝の会 等	「学校生活」に関するアンケートの実施	全児童
	7	教育相談	保護者との個別面談	保護者
	夏 休 み	明るい学校の会	「児童理解」を基本とする生徒指導事例研修 I	教職員
2	9	職員会議等	「いじめ問題・命を考える週間」の共通理解	教職員
	9	朝の会 等	「携帯・インターネット」に関するアンケートの実施	全児童
	10	職員会議等	「携帯・インターネット」に関するアンケート結果のまとめと周知	教職員
	10	教育相談	保護者との個別面談	保護者
	11	教育相談	児童との個別面談	全児童
	11	道徳の授業	心の教育の日の実施	教職員
	12	創意を生かした活動	人権週間の取組に合わせた活動の実施 ◇ 標語, ポスター作り 等	全児童
	12	明るい学校の会	「児童理解」を基本とする生徒指導事例研修 II	教職員
3	2	明るい学校の会	「次年度への引き継ぎ」を基本とする生徒指導事例研修 III	教職員
	3	いきいきタイム	「心と体」に関するアンケートの実施	全児童
そ の 他	毎月	全校朝会	校長による訓話	全児童
	年1	職員研修	人権に関する研修	教職員
	適時	朝の会 等	子ども人権SOSミニレター配付	
	毎週	学年会	各学級の実態報告	
	随時	カウンセラー相談	スクールカウンセラーとの情報交換	

2 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていき、「居場所づくり」や「絆づくり」を推進することが必要である。

(2) いじめの未然防止のための措置

ア いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対しても朝の会帰りの会や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、道徳教育、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、児童会活動・児童総会等でのいじめ防止についての話し合いの場を設定するなどして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ 教職員の指導上の注意と保護者との連携

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、学級PTA等でいじめ防止についての啓発を行うとともに、日常的に保護者同士の情報交換やコミュニケーションが図れるようなPTA活動の推進に努める。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

・県作成の「いじめ対策必携」の活用（学期始め及び問題発生時）

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

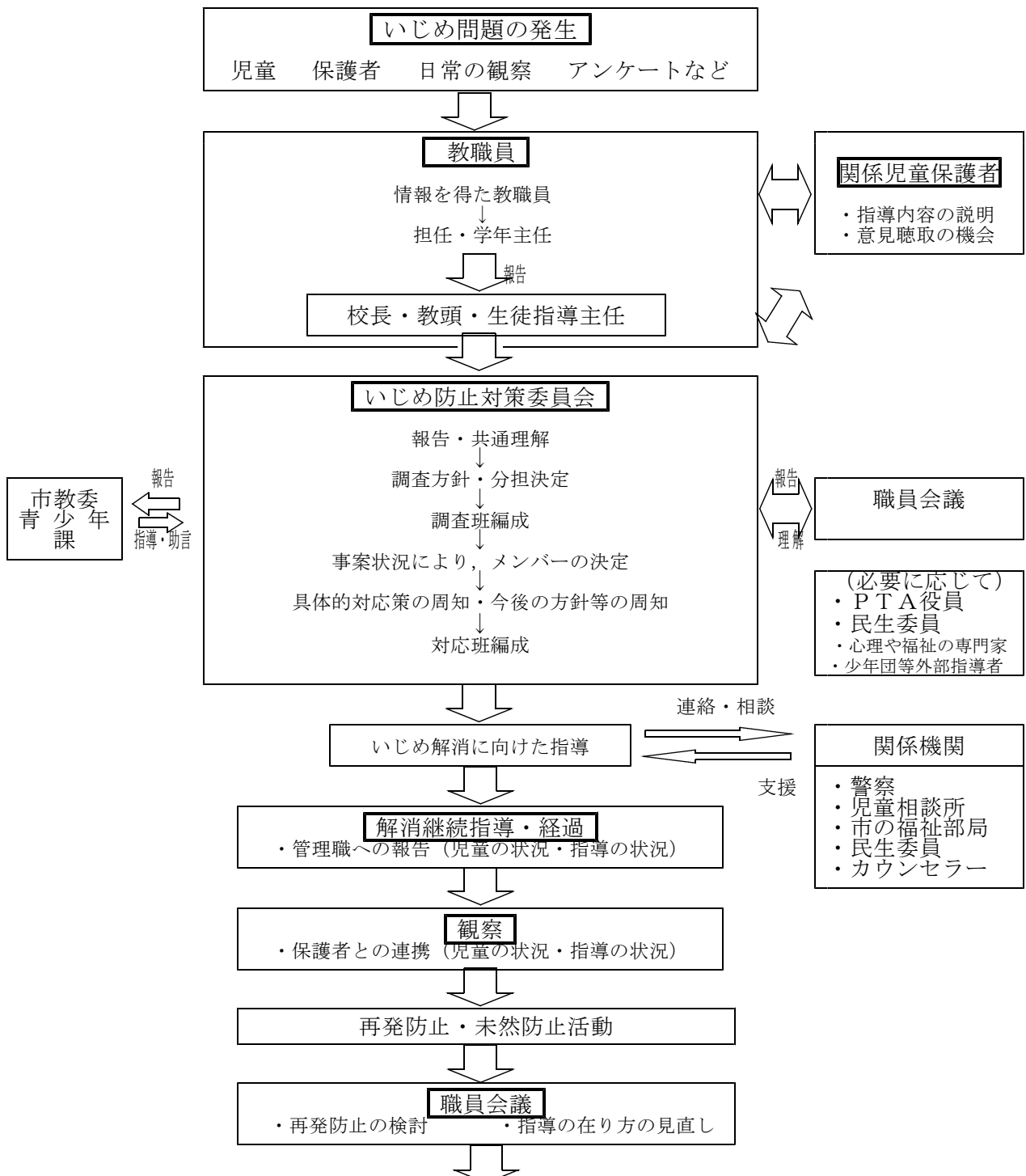
・「心のアンケート」（5月）

・「いじめアンケート」（7月）

- ・管理職及び生徒指導主任等の校内巡視（登校時・休み時間・給食・昼休み 等）
- イ 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ウ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、スクールカウンセラーや教育相談機関等の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
 - ・スクールカウンセラーや臨床相談員等の案内文の配布や周知（4月）
 - ・学校だより等での情報発信（月1回）
- エ 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。
 - ・児童との教育相談（心のアンケートやいじめアンケート実施後、または、随時）
 - ・保護者との教育相談（7月：夏休み期間、10月下旬、または、随時）

4 いじめへの対応

(1) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



全体指導

・他の児童への指導（全校又は学年集会）

（情報収集の内容）

- 誰が誰をいじめているのか。（加害者と被害者の確認）
- いつ、どこで起こったのか。（時間と場所の確認）
- どんな内容のいじめでどんな被害を受けたのか。（具体的な内容）
- いじめのきっかけは何か。（背景と要因）
- いつ頃から、どのくらい続いているのか。（期間）

（情報収集の手段）

- アンケートから
- 日記や連絡帳から
- 子どもとの会話から
- 保護者との会話から
- 日常生活の観察から
- 養護教諭等他の教職員との会話から

（2）いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや各機関等を活用し、児童の心のケアを図るとともに、解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行う。

（3）いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童からも、事情を十分に聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。

その後、いじめは許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

また、立ち直りを支援するために、必要に応じて、スクールカウンセラーや関係機関等を活用し、児童の心のケアを図る。

（4）いじめを通報した児童への対応

通報した児童のプライバシーが完全に守られるように、十分配慮する。また、勇気をもって通報した児童を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきりと伝え、いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

（5）いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周囲で、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

（6）保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問等を行い、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問等を行い、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、協力を求める。

また、双方の保護者とともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや関係機関等を活用する。

＜具体的な対応の仕方＞

ア いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや、活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

イ いじめられた児童と個別面談をするときの留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。

- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

ウ いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを理解させる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

エ いじめられた児童と個別面談をするときの留意点

- ① 「開き直り」に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。「自分は悪くない」と都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、自分の都合の良い方向に取り繕うことがある。その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだ指摘する。

オ いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校が把握している実態や事実を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対し弾力的に対応する。

カ いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらおう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どものより良い成長を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

キ 傍観者への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命にかかわることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(7) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合であり、重大事態に至ったという申立てがあったときは、報告・調査等に当たる。

イ 市教育委員会等との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるとともに、市教育委員会を通じて直ちに市長へ報告する。

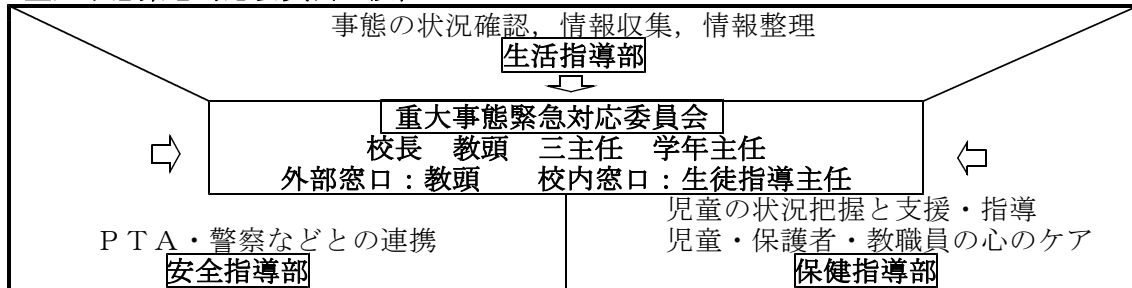
解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

ウ 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。

また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学等について弾力的に対応する。

エ 重大事態緊急対応委員会の設置



オ 事実関係を明確にするための調査

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ (いつごろから) ・どこで ・誰が ・何を、どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

カ その他の留意事項

① 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

② 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。

③ 調査対象の児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

④ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するするために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

(8) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

5 その他

(1) 学校は、本いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。

(2) 学校は、法の施行状況や国・県・市の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。

いじめ対策チーム (他生徒指導関係も含む)

気になることがあった時の流れ

担任→学年主任→生徒指導主任・校長・教頭

◎ 校内組織での対応 (学校職員のみチーム)

- ・ 問題の深刻度1→メンバー: 校長, 教頭, 生徒指導主任, 関係職員
- ・ 問題の深刻度2→メンバー: 1のメンバー+学年主任+養護教諭

※ 必要に応じて保護者も入れて話し合いを行う。

◎ 拡大組織 (外部の専門的な分野のメンバーも加えたチーム)

- ・ 問題の深刻度3→メンバー: 2のメンバー+スクールカウンセラー, 児童民生委員
- ・ 問題の深刻度4→メンバー: 3のメンバー+スクールソーシャルワーカー, 交番
その他必要に応じて

どの場合も、終了後に全職員へ周知できるようにする。また、必要に応じては、全体で話し合いの場をもつ。